

## 令和2年度（2020年度）八王子市緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進アドバイザー派遣事業要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、市内に存する緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業の対象となる建築物の耐震化を進めようとする建築物の所有者に対し、市が緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進アドバイザーを派遣し、建築物所有者に耐震化の方法や進め方についてアドバイスすることにより緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進を図り、もって災害に強い安全で安心なまちづくりに寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 分譲マンション 二以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。）が存する建物で人の居住の用に供する専有部分（区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。）がある共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもので店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の二分の一未満のものを含む）をいう。
- (2) 管理組合 区分所有法第3条若しくは第65条に規定する団体又は同法第47条第1項（同法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人という。
- (3) 緊急輸送道路 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第5条第3項第1号の規定により緊急輸送道路として東京都耐震改修促進計画に記載された道路をいう。
- (4) 特定緊急輸送道路 東京都耐震化推進条例第7条第1項に規定する特定緊急輸送道路をいう。
- (5) 一般緊急輸送道路 緊急輸送道路で特定緊急輸送道路以外の道路をいう。
- (6) 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進アドバイザー 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業の対象となる建築物の耐震化を促進するため、耐震化についてのアドバイス並びに区分所有者間の合意形成を円滑に進めるために専門的見地から助言及び指導をする者で、市長が指定するものをいう。
- (7) 沿道建築物 緊急輸送道路に係る沿道建築物をいい、次に掲げるすべての要件に該当するものをいう。
  - ア 建築物のいずれかの部分の高さが、建築物のそれぞれの部分から緊急輸送道路の境界線までの水平距離に緊急輸送道路の幅員の二分の一に相当する距離（幅員が12メートル以下の場合は、6メートルとする。）を加えたものに相当する高さを超えるもの
  - イ その敷地が緊急輸送道路に接するもの
  - ウ 昭和56年6月1日以後に新築の工事に着手したものを除くもの

### （派遣及び業務）

第3条 市長は、沿道建築物の所有者（分譲マンションにあつては、その管理組合）に対して、緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進アドバイザーを派遣することができる。ただし、派遣対象の沿道建築物について、東京都が実施する建築物の耐震化総合窓口における沿道建築物の耐震

診断実施又は耐震化実施に向けた派遣業務に関して派遣回数が上限に達しているものに限る。  
 なお、緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進アドバイザーの派遣が、暴力団の利益とならないこと。

2 前項の規定により市長が派遣する緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進アドバイザーは、耐震化を進めようとする沿道建築物の所有者に対し必要に応じて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 耐震化についての概算費用及び工事等の説明に関すること。
- (2) 耐震化に関する相談・質疑に応じ、その助言及び指導に関すること。
- (3) 耐震化についての市の補助制度等の説明に関すること。
- (4) 耐震診断に係る区分所有者間の合意形成に必要な助言及び指導に関すること。
- (5) 耐震補強設計に係る区分所有者間の合意形成に必要な助言及び指導に関すること。
- (6) 耐震改修工事に係る区分所有者間の合意形成に必要な助言及び指導に関すること。
- (7) 耐震化についての管理組合運営の円滑化に必要な助言及び指導に関すること。
- (8) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

3 第1項の規定による緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進アドバイザーの派遣（以下「派遣」という。）は、予算の範囲内で行うものとする。

（派遣の申請）

第4条 沿道建築物の所有者（分譲マンションにあつては、その管理組合）は、緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進アドバイザーの派遣を受けようとするときは、八王子市緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進アドバイザー派遣申請書（第1号様式）により、市長に申請しなければならない。

（派遣の決定及び通知）

第5条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、当該審査の結果、派遣することを決定したときは、あらかじめ市が緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進アドバイザーとして登録した者又は東京都が実施する沿道建築物の耐震化総合相談窓口におけるアドバイザーとして登録されている者のうち、前条の申請者への派遣実績がある者の中から申請内容に適した者を選定し、当該者に対し八王子市緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進アドバイザー派遣依頼書（第2号様式）により依頼するものとする。

2 市長は、前項の規定により派遣の依頼をした緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進アドバイザーから承諾を得た上で派遣する緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進アドバイザーを決定し、八王子市緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進アドバイザー派遣決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知しなければならない。

3 市長は、前項の規定による審査の結果、派遣しないことを決定したときは、八王子市緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進アドバイザーを派遣しない旨の通知（第4号様式）により、その理由を付して沿道建築物の所有者に通知するものとする。

（派遣の回数の限度及び謝礼）

第6条 派遣は、沿道建築物（分譲マンションを除く。）の所有者の場合、1建物2回を限度とする。また、分譲マンションの場合、1管理組合につき、8回を限度とする。

2 1回の派遣につき原則1名とする。

3 派遣に要する謝礼は、全額市の負担とし、報償費として20,000円とする。4 派遣は、1回に

つき2時間程度とする。

(アドバイザーの登録)

第7条 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進アドバイザーの登録は、八王子市耐震化促進アドバイザー登録手続き要綱に基づき、建築物の耐震化に関して、専門的知識や実務経験を有する者の中から、市長が別に定める資格及び手続により行うものとする。

(派遣業務の完了報告及び報償費の請求)

第8条 前条の規定により派遣の依頼を受けた緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進アドバイザーは、当該派遣業務が完了したときは、速やかに八王子市緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進アドバイザー派遣完了報告書(第5号様式)及び八王子市緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進アドバイザー派遣報償費交付請求書(第6号様式)により、市長に報告等をするとともに、当該沿道建築物の所有者にその報告書の写しを送付しなければならない。

(派遣の辞退)

第9条 派遣の決定を受けた沿道建築物の所有者は、派遣を辞退するときは、八王子市緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進アドバイザー派遣辞退届(第7号様式)により、市長に届け出なければならない。

(実施期間)

第10条 実施期間は、令和2年(2020年)6月5日から令和3年(2021年)2月28日までとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、派遣について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年(2020年)6月5日から適用する。